

適用除外案件 1

事業者（発注者）		国（環境省）
対象事業	名称	平成24年度東日本大震災により生じた災害廃棄物の国代行処理業務（相馬市・新地町）における仮設焼却施設設置事業
	種類	一般廃棄物処理施設（仮設焼却施設）
	規模	焼却能力：1日当たり600トン（見込）
実施区域		相馬市光陽2丁目1-1
稼働期間		設置以降～平成26年3月末
適用除外条項		条例第49条第4号
適用除外認定年月日		平成24年3月26日
適用除外とする理由		<ol style="list-style-type: none"> 1. 本施設は、東日本大震災によって生じた大量の災害廃棄物进行处理するため、仮設するものであること。 2. 復旧・復興を実施するうえで障害となる災害廃棄物の早急な処理が必要であること。 3. 相馬市及び新地町の要請に基づき、国が代行して災害廃棄物の処理を実施するものであること。 4. 設置に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第3項の規定に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施すること。